

# 第1回論点整理検討会における主な意見

# 第1回論点整理検討会（10/25）における主な意見

## 【全体（コロナ対応以外）・自立相談支援】

- 地域共生、孤独孤立等、困窮法施行以降の新たな動きと困窮制度との関係整理・連携が必要ではないか。（宮本座長、朝比奈構成員、綾構成員、勝部構成員）
- 相談者が急増し、相談者像が変化の中で、困窮者を伴走型で支援していくという制度本来の役割が果たせるようにする必要があるのではないか。（宮本座長、勝部構成員、生水構成員、立岡構成員）
- 「分権的・創造的な支援」という制度の理念がある一方で、事業が分立していることで、現場にとって使いづらいものになっていないか。（五石構成員）
- 窓口につながっていない支援が必要な方を把握するには、支援者目線だけでなく、当事者目線や日常の関係性の中でどう支援につなげていくかという議論をしていかないといけないのではないか。（奥田構成員）
- 制度、支援者目線で支えるだけでなく、地域の方が相互に「気にかける」という関係性の理解促進や、SOSを発する方法、出されたSOSへの対応の方法を学ぶ場が必要ではないか。（池田構成員）
- 就労準備支援や認定就労訓練事業所など、各種支援への移動が経済的に困難な方への支援が必要ではないか。（五石構成員、田辺構成員）
- フードバンクの活動についてヒアリングを行うべきではないか。（立岡構成員）

## 【全体（コロナ対応）】

- 新型コロナウイルスの流行下で特例的な対応を行った住居確保給付金や緊急小口資金等の特例貸付について、制度が存在しなかった場合と比べてどれくらい効果があったのか分析・評価した上で、今後の緊急時の住宅政策、所得政策を考える必要があるのではないか。（駒村構成員）
- 緊急小口資金等の特例貸付について、緊急的な対応としての意義は評価すべき一方、福祉的貸付が本来、生活そのものの維持を目的とし、相談支援との密接な連携のもとなされるものであることを踏まえた検討が必要ではないか。また、影響が長期化する場面では、貸付というスキームが適切なのか。（綾構成員、大津構成員、菊池構成員）
- 特例貸付について、貸付で終わるのではなく、返済期間の10年など長い時間をかけて伴走できるコロナ特例の相談員の増員をしていくことが大切。また、家計改善との連携も重要ではないか。（勝部構成員）
- 特例貸付について、子育て家庭は返済が子どもの将来に影響することが懸念し利用に繋がらない場合もあった。コロナ特例に限らず、通常時から子育て世帯に配慮した制度設計の必要があるのではないか。（渡辺構成員）
- 住居確保給付金についても、コロナ禍にあって一定の役割を果たしてきたが、住まいを喪失するおそれのある人の多さ（裾野の広さ）が顕在化した以上、家賃補助的な施策も含め、このようなリスクについて普遍的な社会保障施策として検討する必要があるのではないか。（菊池構成員）
- コロナ禍で顕在化した、困窮した外国人への対応（就労、住宅）について議論すべきではないか。（勝部構成員、駒村構成員、田辺構成員）
- 国と地方等の関係含め、緊急時の対応を制度化しておくべきではないか。（駒村構成員、五石構成員、藤村構成員）
- 生活困窮者自立支援制度の社会的意義・役割が認識されるよう、より一層情報発信を行うべきではないか。（菊池構成員）

# 第1回論点整理検討会（10/25）における主な意見

## 【家計改善支援事業・就労準備支援事業】

- 両事業について、近年の実績や特例貸付の償還が始まることを踏まえ、必須化すべきではないか。その際、単に必須化するだけではなく、事業を行う必要性を自治体に理解してもらうための仕組み、場を設ける必要があるのではないか。（生水構成員、新保構成員、行岡構成員）
- 貸付とセットで伴走型支援の生活再生を行う効果は高いことから、困窮者支援窓口での貸付を制度化すべきではないか。（生水構成員、行岡構成員）
- 小規模自治体や町村部の困窮者がオンラインで法テラス等との相談ができるようにしてほしい。（行岡構成員）
- 就労支援について、常用就職だけではなく多様なゴールが考えられるが、どのようなゴールや指標を設定するのかを考えなければならないのではないか。（朝比奈構成員、大津構成員、駒村構成員、五石構成員、西岡構成員）
- 就労準備支援事業等について、経済的に困窮している方は、交通費なし・無給では受講するというのが難しい。事業者側にとっても認定就労訓練事業は登録手続きが煩雑である一方で、あまりメリットがない。利用者・受入れ側双方のインセンティブが必要ではないか。（田辺構成員、西岡構成員）
- 就労支援だけではなく、定着支援やキャリア形成も意識した教育訓練も取り入れたプログラムが必要ではないか。（西岡構成員）
- 非正規で仕事をしている女性など、就労しているが十分な収入がない層に対して、PCを使えるようにするなどの訓練も必要ではないか。（渡辺構成員）
- 生活保護を受給せず就労による自立を目指す意欲の高い方に対して、給付付きの就労訓練を大胆に拡大していくなどの支援が考えられないか。（渡辺構成員）

## 【居住支援】

- 24時間365日、福祉における緊急対応が可能な施設や支援が必要ではないか。（池田構成員）
- 一時生活支援事業について、実施率の更なる向上のためには、研修を実施し、現場の方が事業を重要だと感じ、それを発信することができる事が重要ではないか。（立岡構成員）
- 全世代において「住まいの不安定」の問題が出てきている中、従来のホームレス対策にとどまらず、関係省庁も巻き込んだ居住支援の議論が必要ではないか。（綾構成員、奥田構成員、菊池構成員）
- 住居確保給付金については、コロナ禍で都度運用の改善を図ってきたが、恒久的な対応として制度化すべきではないか。また、困窮者の居住支援が、回数制限や収入要件、求職活動要件のある住居確保給付金しかないのは脆弱ではないか。（生水構成員）
- 住宅に関しては、保証人、緊急連絡先がないという身寄り問題もある。（生水構成員）

# 第1回論点整理検討会（10/25）における主な意見

## 【子どもの学習・生活支援事業】

- 18歳を超えて、家族・親を頼れない若者への支援について、地域作りや居場所作り、孤独孤立対策とも関係するテーマとして、横断的課題検討班でも扱うべきではないか。（朝比奈構成員）
- 課題が複合化していく中で、支援員のスキルをあげていくことも重要ではないか。（渡辺構成員）
- コロナの影響で財政が厳しく、事業をやりたくても実施できない自治体がある中で、補助率の引き上げ等実施に向けた支援が必要ではないか。（渡辺構成員）

## 【生活保護との関係】

- 自営業の方は、運転資金を借金ができる状態であることが大事。そういう方への入りやすく出やすい生活保障・生活保護の在り方についても考える必要があるのではないか。（勝部構成員）
- コロナ禍でも生活保護が想像以上に増えなかった。本来アクセスすべき人がアクセスできていない背景を分析する必要があるのではないか。（駒村構成員）
- 生活保護との間の切れ目のない、一体的な支援を実施することが大事。生活保護制度の在り方について、改めて、制度全体を俯瞰して議論する場が必要ではないか。また、国と地方の実務者協議の議論と本検討会の議論の連携の場を作ることも必要。（新保構成員）

## 【その他】

- 支援者のバーンアウトを防ぐため、支援者への支援も重要。都道府県単位の研修もあったが、コロナ禍でオンラインが広まったことで、全国の仲間とつながれるという面＝都道府県の枠を超えてつながることができるという良い面もあった。今後も活用していきたい。相談の窓口も自治体と広域を両方つくっていくことも求められる。（勝部構成員）
- 人材養成研修について、コロナにより、オンラインで研修を行ってきたところだが、支援者を支えるため質の高い研修にしていく必要があるのではないか。（新保構成員）